

○関西大学大学院科目等履修生取扱規程

平成7年2月24日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第73条の2第3項、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則第42条第2項及び関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)学則第42条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4年制大学を卒業した者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると志望する研究科が認める者

(出願手続及び選考)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程(以下「学費規程」という。)に定める選考料を添えて、別に定める出願書類を所定の期日までに志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

- 2 科目等履修生は、当該研究科において選考の上、許可する。
- 3 科目等履修生の選考方法は、原則として書類審査とする。ただし、研究科によっては口頭試問を行うことができる。

(履修許可科目)

第4条 科目等履修生として履修を許可する授業科目は、各研究科の定めるところによる。

(就学手続)

第5条 科目等履修生として許可された者は、所定の期日までに学費規程に定める登録料及び科目等履修料を納入しなければならない。

(就学取消し)

第6条 所定の期日までに科目等履修料等を納入しない者は、許可を取り消す。

- 2 既に納入した科目等履修料等は、返還しない。

(就学期間)

第7条 科目等履修生の就学期間は、学期の始めから終わりまでとする。

- 2 引き続き科目等履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(試験及び単位)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生に、科目等履修生であることを証明する受講生証を交付する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。